

総務建設常任委員会協議会会議録

1 開会日	平成26年11月28日 午前 9時30分 開会 午前10時35分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	渡辺順子委員長 吉川重雄副委員長 高橋英俊委員 二宮加寿子委員 三澤龍夫委員 関 威國委員 鈴木京子委員 奥津勝子議長
4 傍聴議員	片野哲生議員 高橋富美子議員 竹内恵美子議員 清水弘子議員
5 説明員	栗原副町長、二挺木政策総務部長、森田政策課長 小林政策課主査 仲手川産業環境部長、岩崎俊一産業観光課長 宮崎産業観光課副主幹兼観光推進係長
6 職務のため出席した職員	局長 飯田 隆 書記 波多野 昭雄
7 協議等の事項	(1) 特定地域再生計画策定事業について (2) 鳴立庵の設置、管理等に関する条例の改正について
8 その他	一般傍聴者 なし

(1) 特定地域再生計画策定事業について

特定地域再生計画策定事業の進捗状況について、担当課（政策課）から資料に基づき説明があった。説明概要は次のとおりである。

地域再生計画の策定に向けて、町を取り巻く「危機」課題を掲載している。人口減少・少子高齢化、税収減少、社会保障費の増大がある。人口減少や少子高齢化のさらなる進展で、町税収入の減少、社会保障費の増大、行政サービスの低下になる。

本事業の言葉の位置づけとして、魅力ある地域は、多世代プラス近居（親子二世代がお互いの近所に住むこと）で、近居は血縁プラス地縁である。

地方公共団体は、特定政策課題の解決に資する特定地域再生事業を記載した地域再生計画を作成し、内閣総理大臣に申請し認定を受ける。

地域再生計画のしくみは、行政分野横断的な先駆的な取組について重点的に支援する。

課題解決モデルを構築し、これを全国展開して全国的な課題解決を図る。

地域再生計画を策定する地方公共団体に、1千万円を限度に補助金を交付するもので、この補助金を活用している。

特定地域再生計画策定業務の流れは、平成26年4月に補助金事業に計画を申請し、5月に内閣府から選定された。三菱総合研究所が受託し、調査・分析事業を進めている。委託業務の体制は、大磯町行政幹部会議（庁内検討委員会）、三菱総合研究所（民間調査会社）、（仮称）多世代コミュニティ産官学協議会準備会・町民ワークショップが連携して事業を推進している。

事業の目的は、子育て世代が居住するために求めるニーズを明らかにし、高齢者や空き家の存在を資源として活かす取組みの拡大、地域住民が中心となり運営する「大学」の仕組みを構築する。

主な業務としては、人口の動向分析、町民アンケートの実施、活動の場の発掘などを調査し、住民・行政がともにWIN-WINの関係を構築できる活動と継続を可能とする仕組みを検討し、事業化の基礎とする。

大磯町の人口の動向は、大学から就職期は転出が著しい。一方、子育て世代は転入が僅かに超過傾向にある。

高齢化と小売業の年間販売額では、東京圏全域で今後ますます高齢化が進み、大磯町には、大規模な商業の集積地はない。

人口の推計結果では、東側地域・西側地域では今のところ増加傾向が続いていく。

一方、石神台地区は特に減少スピードが速い結果が出ている。

高齢者世帯と子育て世帯のアンケート結果の概要では、定住促進を推進するためには、子育て世代と今後ふえ続ける高齢者世帯、両者の暮らしを支えられるまちづくりが必要になる。2つの世代が快適に暮らすことができるサービスを把握するため、町民アンケートをしている。

大磯町に住む理由は、自然環境の良さを指摘する人が大部分を占めている。日常の

暮らしで困っていることは、買い物の不便、災害への不安、子育ての悩み、働き口がないこと、家の維持管理、健康への不安がある。

あれば利用したいと思う暮らしサポートサービスでは、スポーツ教室、コミュニティーバス、子育て・学習に関するサービス、高齢者の見守りや生活支援がある。

暮らしサポートサービスの活動への参加意向では、何らかの形でサービス提供側で参加したいが約半数で、特に有償ボランティアでは好きな時だけ有給で参加したい方が多い。

提供側として参加してみたい暮らしサポートサービスでは、自身の経験を活かすこと、子育てや高齢者の見守り、講座の講師など身の丈でサービスの提供側に参加したいと考える人が多い。

活動拠点発掘調査は現在調査中である。ワークショップ・協議会準備会は、既に活動に取り組んでいる方、子育て世代の方を中心に18名で5回開催している。

1回目では、まちの魅力と課題・事業に期待すること、2回目は求められる活動とアイデア、期待する支援、3回目は、その活動に必要な資源、4回目は、今後広めていきたい活動、仮称大学といった拠点の設立に向けて必要なアクション、5回目は平成27年度の活動の内容を議論した。

暮らしサポートサービスのイメージとして、付加価値のある子育て支援として「子塾」、地域住民のビジネスへの入り口・活動の発表の場としての「子店」、地域住民のビジネスを生み出す「子ワーキング」など様々なサービス事業がワークショップの参加者から出されている。

暮らしサポートサービスの活動を継続して展開していくために支援する組織が、「仮称多世代共創おおいぞ大学」である。

あり方としては、現在ばらばらに活動している個人、活動団体をマッチングすることで、次のステージに繋げることが可能になる。

「プラットフォーム（仮称）おおいぞ大学」が子店、子塾をつなぐことになり、点を結びつけて線となるように支援する。

平成27年度以降のロードマップは、今年度は準備期、平成27年度は今回の分析結果をもとに、地域再生計画の策定を進める。定住対策も必要で、子塾・子店の試行的に取り組みを進める。平成28年度以降は本格的に事業をスタートさせ、自主自立した運営を目指す。活動支援の拠点の活動は、国や県の補助の獲得を含めサポートし拡大していく。

多世代近居のまちづくりの全体像は、町内に活動支援拠点が生まれ、近居で様々な暮らしサポートビジネスが展開される。町内の空き家や空き店舗など身近なフィールドに、子塾・子店など多世代の地域住民の手で展開され、それらを支援する組織（仮称）大学が存在する。このようなシステムを作り上げることで、住民と行政ともにWIN・WINの関係の構築ができる。

現在の国の動向を注視しながら、計画の策定を進める。平成27年度は、この事業を

形にしていくことを考えている。12月で事業を完了するので、改めて報告する。

#### ◎主な質疑

問. 今回のアンケートで、何か特徴的な出し方があったか。

答. 子育て世代で、20歳以上49歳以下、さらに12歳以下の幼児・児童と同居されている方を対象としている。中高齢者層世帯で、50歳以上79歳以下にアンケートをしている。アンケートの目的は、子育て世帯に定住要因やその課題、求める暮らしのサービス、その事業への参加意向も聞いている。

問. アンケートは、子ども・子育て支援制度、高齢者の介護保険、障がい者、中期基本計画のアンケート結果を踏まえ、作業をしたか。

答. 基本的には、各アンケートと重複しないように項目設定をして行った。

問. 市民活動支援センターが必要と思うが、報告書の中に盛り込まれるのか。

答. 拠点の場所は、報告書に盛り込んでいく。

問. 計画を進めるための人材と予算が、この報告書で見えてくるのか。

答. 今回の調査はあくまでも、大磯に定住する要因を把握する調査・分析の報告書になる。今後、地域再生計画を策定する中で、検討する。

要望. 人口減少・少子高齢化で、特に高齢化が大変と数字が語るが、大磯町の状況を計画に入れた報告書にしてほしい。

問. 近居による新たなコミュニティの創出で、今の段階で何が町に欠けているのか。

答. 現在、報告書を取りまとめている。打ち合わせの中では、活動が町内でばらばらに行われているので、その点を線で結び面になっていき、全国にPRできるようなモデルになる。

問. 点から面に広がり、近居により広がっていくと捉えていいか。

答. 身近なところの地縁の繋がり、高齢者、子育て世代が繋がる。町内の空き家、空き店舗を使い、仮称大学を拠点に線になって繋がり地域再生モデルになる。

問. 大磯に住む理由、日常で困っていることその他の内容は何か。

答. 報告書作成中なので、詳しい内容は把握していない。思いの強い方が、記述で書かれている方がいる。

#### (2) 鳴立庵の設置、管理等に関する条例改正について

鳴立庵の設置、管理等に関する条例改正について、指定管理者制度を導入するために条例改正を行うと、担当課（産業観光課）から資料に基づき説明があった。説明概要は次のとおりである。

鳴立庵の運営の現状は、年末年始を除く毎日オープンしている。開庵時間は、9時から16時、入場料は大人100円、子ども50円。建物の使用料は1日1,000円・午前・午後の半日は500円である。管理運営の体制は、受付・案内業務で大磯町観光協会へ

業務委託し、2名専任で常駐している。町職員は、1名施設維持管理等の業務を行っている。収支状況の5年間の推移で、収入は概ね80万円台である。平成25年度は、ギャラリー等の活用があり、使用料等が伸び100万円を超えた状況である。支出は受付業務等の費用、各種保守管理、敷地の借上料等の費用で、800万円台で推移し、差し引き700万円台の支出超の状況である。入場者数は、8,000人程度で推移し、施設使用件数は、26件でギャラリー等の活用で増えている。入場者数も1万人弱まで増えてきている状況である。

条例の改正により、利活用の活性化に取り組んでいきたい。

条例改正のポイントの1つ目は、指定管理者制度を導入し、公募の民間事業者の専門的な手法、情報、経験を活用する。文化・観光拠点として、俳諧道場としての利活用の活性化、日本の伝統文化に根ざした各種教室・講座・ギャラリー等の展開、来庵者へのサービスの充実を図ることで、施設の利活用を活発に行っていく。

指定管理者の募集要件は、指定管理期間を3年から5年、指定管理料は、現在の収支状況をベースに上限を定めた中で、管理料を設定する。運営管理体制は、現状の職員の人数をベースに、必要な組織・人員配置を定める。事業提案は、第4の観光の核づくりの拠点として活用する。文化・観光の振興の自主事業の提案が、非常に重要になるので、これらを条件に募集要件をつくる。

ポイントの2つ目は、入場料と使用料の見直しで、入場料を大人500円以下で任意に設定できるようにする。町の直営の管理では、町内の方は100円、町外の方は200円の改正をする。

施設の使用料は、1日1,000円半日500円を、図書館の利用料を参考に、町内の方が1時間300円、町外の方は2倍、ギャラリー等の展示の場合、町内の方が2,000円、町外の方は2倍の設定にする。

営利目的使用料の設定を考えており、通常使用料の10倍の規定を設ける。

条例改正とあわせて、案内施設・サービスの充実を考えている。

展示物の充実・休憩場所の提供では、施設内のサイン表示、資料館等の収蔵品等の展示の提供、一休みでき少しでも長く滞在して、良かったと思っただけの場所の提供をしていきたい。

今後の工程は、平成27年3月議会で条例改正の議案を提案し、4月に条例が施行し、同時に指定管理者の募集の要綱を整え、10月までの期間で取り組んでいく。12月議会で指定管理者の指定を提案し、平成28年4月から新しい料金体系と指定管理者による運営をしていく。

## ◎主な質疑

問. 町の直営時代と観光協会に委託してからの経費の状況は、どう変わったか。

答. 直営では臨時職員の賃金を予算計上していた。現在は観光協会に委託し、常駐の方の賃金、事務手数料を支払っている。単価的には臨時職員の単価が上がり、委託

になり多少伸びている。

問. 事務的経費の割合はどれくらいか。

答. 事務手数料は、賃金総額の5%である。

問. 条例改正のスケジュールで、平成27年4月と平成28年4月の部分があるが、3月議会でいっしょにやるのか。

答. 3月議会で指定管理者制度の導入と入場料・使用料をいっしょに提案する。指定管理者導入の規定を平成27年4月に施行し、募集・選考に取り組み、料金改定は平成28年4月に導入する。

問. 入場料・使用料の見直しで、子ども料金、減免の取り扱いはどうなるか。

答. 子どもの料金は、大人料金の2分の1で、町内50円、町外100円になる。減免は基本的には現状のままでいく。

問. 目標として、入場者数をどれくらい増やすのか、施設使用件数をどれくらい増やすのか、結果として収支をどのように改善するのか。

答. 人数等の目標は言えないが、旧吉田茂邸のオープンや他の文化施設等の連携等を図って、集客等増加できるような提案をする事業者に、指定管理していきたい。

問. 指定管理者制度導入より、他の方法で有効活用を図る方法の案はないか。

答. 施設の持つ文化的な側面を最大限活用できる事業者等、専門的なノウハウを持つ事業者等を募集し、管理委託することが一番ベターな選択と考えている。

問. 他の市町村で、指定管理を導入し成功している事例はあるのか。

答. 小田原市の文学館で、一部指定管理がありそれを参考にしていく。

問. 積極的にやってもらえる事業者はあるのか。大磯ガイドボランティアを考えているのか。

答. 県外では、会津若松や福島県内でいくつか事例がある。事業者はあくまでも公募で、指定管理者制度が導入できる規定で、平成28年4月に指定管理ということではない。魅力ある事業提案をする事業者を募り、有効活用できる体制にする。

事業者は、今後吉田邸の再建・オープンし指定管理となった場合、連携が考えられる。いくつかの施設を含めてやると、ノウハウを持った事業者が出てくる可能性がある。吉田邸の運営方法の推移、決定等視野に入れながら、今後検討していく。

問. 鳴立庵を指定管理者でやろうとしても無理があり、発展性や魅力的な観光を町が目指すなら、藤村邸も含めての考えはどうか。

答. 藤村邸は有料施設にできない。鳴立庵を有効的、効果的に利活用するため、指定管理者制度ができることを条例に謳う。

要望. 鳴立庵は駐車場がない。指定管理が鳴立庵だけ出来る規定だが、町にある大切な資源の活用の仕方も含めて考えてほしい。

問. 入場料と使用料の見直しで、町民の利用料金と観光目的での料金が一緒は、どちらを大切にすかの考え方が必要ではないか。

答. 展示の使用料の設定金額は、図書館の和室、展示ブースの使用料があり、町内の

公共施設の使用料と統一した考えである。

要望. 利用している人の意見を聞いて、鳴立庵と図書館の使用料を一緒にするのがいいのか、考えてほしい。

問. 開庵時間は、9時から16時の時間でやっていくのか。

答. 開庵時間は、9時から16時と定めている。指定管理者導入の場合には、町長の特認の場合にはその限りでないとの規定があり、夜の講座を開くことも出来る。

問. 鳴立庵の脇の川の臭いがあるので、その管理はどうか。

答. 西行祭の前は、水を放水したりしているが、上流地域の下水道の接続を増やすよう、下水道課と調整しながら検討していく。

### (3) その他

その他として、委員からの意見は特になく、以上で総務建設常任委員会協議会を終了した。

---

---